

公 示 日：2025年12月10日（水）

調達管理番号：25a00768

国 名：エチオピア国

担当部署：経済開発部民間セクター開発グループ第二チーム

調達件名：エチオピア国アフリカ地域カイゼン広域普及（カイゼン普及促進／業務調整）（現地滞在型）

適用される契約約款：

・「事業実施・支援業務用（現地滞在型）」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

1. 担当業務、格付、期間等

- (1) 担当業務：アフリカ地域カイゼン広域普及
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務
- (4) 在勤地：アディスアベバ市
- (5) 全体期間：2026年2月上旬から2028年1月下旬
- (6) 業務量の目途：21人月

2. 業務の背景

エチオピア連邦共和国のGDPは1,637億USドル（世界銀行、2023年）であり、アフリカ諸国で五番目の規模を誇る。一方、GDP成長率は2004年から2017年まで10%前後で推移していたものの、近年は5-6%で推移している。同国は10カ年開発計画（「Ten Years Development Plan」(2021-2030)）において、各セクターのGDP比を農業等22%、産業35.9%、サービス42.1%とする目標を掲げているが、2023年時点ではそれぞれ35.8%、24.5%、37%（世界銀行、2023年）であり、産業の割合は未だ目標に届いていない。産業の中でも、とりわけ製造業は4%（世界銀行、2023年）しかなく、国内生産が乏しいため輸入に依存している。輸出においても、コーヒー、野菜、切り花等の農産品が輸出品目の上位を占めており（WITSデータ）、製造品のシェアは9%に留まっている（世界銀行、2023年）。そのため、製造業の振興は課題であり、同計画のもとで製造量や生産

性の向上、食品・衣料品・建築資材・医薬品等の国内・輸出向け製造、輸出品の種類・数量・品質の向上、国内製造業のバリューチェーン構築、投資誘致等が目指されている。

2020年3月に発表された「A Homegrown Economic Reform Agenda: A Pathway to Prosperity」(HGER2.0)においても、民間セクター主導の経済形態への転換に取り組むことにより、経済の強靭化や雇用創出が推し進められている。さらに、2022年5月に「全国工業運動 (Ethiopia Tamirt)」を開始し、産業の稼働率を高め、新規FDIを呼び込み、輸入代替と輸出振興を目指すことで、製造業の持続的発展と競争力強化を目指している。エチオピア政府は、カイゼンを品質及び生産性向上のツールとして位置づけており、工業省製造業開発機構 (Manufacturing Industry Development Institute。以下、「MIDI」という。) 傘下のカイゼン・エクセレンス・センター (Kaizen Excellence Center。以下、「KEC」という。) を中心に、カイゼンコンサルタントの育成及び企業の指導に取り組んできた。2009年から開始したJICAによる調査及び技術協力プロジェクト（「品質・生産性向上計画調査」(2009年10月～2011年6月、フェーズ1)、「品質・生産性向上（カイゼン）普及能力開発プロジェクト」(2011年11月～2014年11月、フェーズ2)、「品質・生産性向上、競争力強化のためのカイゼン実施促進能力向上プロジェクト」(2015年6月～2020年6月、フェーズ3)、「エチオピア国企業競争力強化のための包括的支援体制構築プロジェクト」(2021年3月～2026年2月、フェーズ4))を通じて、累計で177名のコンサルタント育成、1,500社以上へのカイゼン導入、カイゼン導入に起因した約50億ブルの追加的収入向上に貢献している。また、JICAは無償資金協力「TICAD産業人材育成センター建設計画」においてTICAD産業人材育成センターを建設し、2023年8月にKECに引き渡しを行った。

KECは今後、カイゼン・アプローチ普及のCenter of Excellence（普及中核拠点。以下、「CoE」という。）として、産業人材育成のための研修等を行う機関（政府機関、地方産業局、開発パートナー、商工会議所、民間企業等）と連携することによって「アフリカ・カイゼン・イニシアティブ (Africa Kaizen Initiative。以下、「AKI」という。)」の国内外の産業人材育成のハブとして機能することを目指しており、その実現に向けた支援として、我が国に対して本事業の協力が要請され、採択された。これに対し、短期専門家及び、本長期専門家を派遣することとなった。

3. 期待される成果

本事業では、上記目的を達成するため、以下の三つの成果を設定している。

成果 1) KEC の CoE としての戦略が策定され、産業人材育成のための研修機関との連携を含む TICAD 産業人材育成センターの活用計画が策定、実施され、同センターの運営能力が強化される。

成果 2) エチオピア国内において、KEC と産業人材育成のための研修期間との連携が構築され、TICAD 産業人材育成センターの活用が促進され、カイゼン・アプローチが普及する。(国内)

成果 3) 周辺国において、カイゼン・BDS 提供機関の指導人材や企業等にカイゼン・アプローチが普及する。(海外)

本事業は、本長期専門家と短期専門家チーム（業務実施契約による派遣：ビジネスマネジメント/カイゼン普及、制度設計/カイゼン・品質管理、ビジネスプランニング、ステークホルダー連携：2026 年 1 月中旬頃業務開始予定）とのハイブリッドで実施する。

本専門家と短期専門家チームの業務内容の分担は以下のとおり（◎は主担当）。

本事業全体の成果	本専門家 (詳細は「4. 業務の内容」 を参照) (21.0P/M)	短期専門家 チーム (18.1P/M)
成果 1) KEC の CoE としての戦略が策定され、産業人材育成のための研修機関との連携を含む TICAD 産業人材育成センターの活用計画が策定、実施され、同センターの運営能力が強化される。	【TICAD 産業人材育成センター運営改善業務】 <ul style="list-style-type: none">・本業務の短期専門家チームを補助・特に、(活動 1－2) 立案された CoE 戦略や TICAD 産業人材育成センターの活用計画の実施支援（センターの活用を促進する仕組み作りや、ツール作り、センターの使用状	◎

	況のとりまとめ等) 及び(活動1－3) センター運営のオペレーションに関する実務的な研修及び助言	
成果2)エチオピア国内において、KECと産業人材育成のための研修期間との連携が構築され、TICAD産業人材育成センターの活用が促進され、カイゼン・アプローチが普及する。(国内)	【国内向け研修支援業務】 ◎	・必要に応じて本専門家に協力
成果3)周辺国において、カイゼン・BDS提供機関の指導人材や企業等にカイゼン・アプローチが普及する。(海外)	【海外向け研修支援業務】 ・本業務の短期専門家チームを補助	◎

4. 業務の内容

本事業全体の活動のうち、以下の業務を行う。

① 成果1に係る業務 (TICAD産業人材育成センター運営改善補助業務)

	本事業全体の活動	本専門家の業務
活動1－1	MIDI及びKECを対象とした、CoE戦略の策定、及び同センターの産業人材育成機関(ものづくりハブ、インキュベーション、R&Dセンター、公設試験場、標準化のための機関等の追加的機能の検討も含む)としてのビジョン作りのためのワークショップを実施し、CoE戦略やビジョン策定を支援する。	・短期専門家チームを補助し、MIDI及びKECを対象とした、CoE戦略や活動計画の策定、及び同センターの産業人材育成機関としての活動計画の策定を補助する。

活動 1－2	活動 1－1 で策定した戦略やビジョンを踏まえ、同センター活用計画のレビュー及び必要に応じた改訂、フォローアップ（センターの予約管理等のオペレーションの仕組み作りや HP 作成等を含む）を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> ・上記で策定した同センターの戦略や計画を踏まえ、同短期専門家チームを補助して同センター活用計画や実施状況をレビューのうえ必要に応じて改訂を支援し、活動のモニタリングを行う。 ・同短期専門家チームと連携して、同センター活用計画の実施を支援し、センターの活用を促進する具体的な仕組み作りや、ツール作りを支援する（予約管理の制度づくり、WEB サイトの予約ツール整備など）¹。作成後、使用状況等を踏まえて適宜改善を行う。
活動 1－3	KEC の管理部門を主な対象として、効果的かつ持続的なセンター運営のオペレーションに関する研修および助言を行なう。	<ul style="list-style-type: none"> ・KEC の管理部門を主な対象として、効果的かつ持続的なセンター運営のオペレーションに関する実務的な研修及び助言²を行う。

※成果 1 に関し、短期専門家チームは（活動 1－1）CoE 戦略やビジョン作りの支援を担当する。本専門家は、同短期専門家チームと連携して、（活動 1－2）同センターの活用を促進する具体的な仕組み作りやツール作りの支援、及び（活動 1－3）センター運営のオペレーションに関する実務的な研修及び助言を行う。

② 成果 2 に係る業務（国内向け研修支援業務）

	本事業全体の活動	本専門家の業務
活動 2－1	エチオピア国内におけるカイゼン導入・実施の状況、地方産業局等によるカイゼン支援や産業人材育成の状況確認を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> ・同左
活動 2－2	産業人材育成のための研修等を行	<ul style="list-style-type: none"> ・同左

¹ どのような仕組みやツール作りを支援すべきか、現時点での想定をプロポーザルの中で提案してください。

² どのような研修を実施すべきか、現時点での想定をプロポーザルの中で提案してください。

	う機関 ³ を特定し、関係を構築、同センターの活用や KEC によるカイゼン・アプローチの研修についての提案・広報を行う ⁴ 。	
活動 2－3	活動 2－2 で特定された機関に対し、同センター及び地方での KEC によるカイゼン・アプローチの研修企画・運営・管理等を行い、研修実施を支援する。	・同左

③ 成果 3 に係る業務（海外向け研修支援業務）

	本事業全体の活動	本専門家の業務
活動 3－1	アフリカ域内の JICA のカイゼン・BDS 関連の技術協力プロジェクト実施中・実施済の国、及び未実施国におけるカイゼン・アプローチ研修のニーズについて、調査・分析を支援する。	・周辺国へのカイゼン・アプローチ普及分野を担当する短期専門家チームを補助し、アフリカ域内の JICA のカイゼン・BDS 関連の技術協力プロジェクト実施中・実施済の国、及び未実施国における、カイゼン・アプローチ研修のニーズに関する調査・分析をする。
活動 3－2	活動 3－1 でニーズがあると判断した国の中で、連携可能な機関の特定、及び関係構築を支援する。	・上記調査から特定されたニーズ国の連携可能機関との関係構築において、短期専門家チームを補助する。
活動 3－3	活動 3－3 活動 3－2 で関係を構築した機関に対して、その国への訪問及び同センターを活用しながら、カイゼン・アプローチ支援人材育成研修の実施、及び民間企業等に対する啓発セミナーやパイロット指導等の実施を支援する。	・ニーズ国を対象とした、TICAD 産業人材育成センターを活用したカイゼン・アプローチ支援人材育成研修及び民間企業等に対する啓発セミナーやパイロット指導等の準備、実施、評価において、短期専門家チームを補助する。

³ 政府機関、地方産業局、開発パートナー、商工会議所、民間企業等

⁴ どのように産業人材育成のための研修等を行う機関を特定し、どのように研修の提案・広報を行うか、プロポーザルの中で提案してください。

④調整業務

- ・活動計画（在外事業強化費執行計画等）の作成及び進捗状況の管理を行う。
- ・本事業の円滑な実施に支障が生じた場合、関係機関と連携し、その解決にあたる。
- ・活動に伴う公金管理、物品管理、事務・会計・庶務を取りまとめ、その計画的な執行を図る。
- ・各種の広報活動を通して本事業をエチオピア国内、周辺国、及び本邦で積極的に宣伝する。
- ・相手国、JICA、日本人専門家間（短期専門家チームと本専門家）の連絡・調整役として、JICA事務所等と協議をしつつ活動の効率化を図る。なお、短期専門家チームとは2か月に1回以上オンライン会議を行い、現地状況の報告や今後の方針についての協議を行う。
- ・活動計画の進行に支障となる事項に常時注意を払い、問題が生じた場合には、相手国、JICA事務所および日本大使館等と十分に協議し、その打開策を見つけてはともにその解決の促進を図る。
- ・本事業に関連するJICAや他の開発パートナー等のプロジェクト等の進捗を注視し、必要な情報を適時に短期専門家やJICA本部/JICAエチオピア事務所に報告のうえ、適宜、連携が図れるように調整する。

※現時点での案であり、今後変更される可能性があります。

簡易プロポーザルで特に具体的な提案を求める事項は以下の通り。

No.	提案を求める項目	業務の内容での該当箇所
1	TICAD産業人材育成センターの活用を促進する仕組み作りや、ツール作り	① 成果1に係る業務（センター運営改善補助業務）
2	TICAD産業人材育成センターの運営に関する管理部門対象のオペレーション研修	① 成果1に係る業務（センター運営改善補助業務）
3	国内向け研修の対象機関の特定及び提案・広報	② 成果2に係る業務（国内向け研修支援業務）

また、簡易プロポーザルで求める類似業務経験及び語学は以下の通りです。

類似業務経験の分野	研修センター等の運営管理経験、幅広い関係者との業務調整経験。 国内外での中小企業支援または民間企業での生産管理・品質管理関連の業務経験があれば尚良し。
語学の種類	英語

5. 提出を求める報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

報告書名	提出時期	提出先	部数	言語	形態
ワーク・プラン ⁵	渡航開始より1ヶ月以内	経済開発部（CC：エチオピア事務所）	一	英語	電子データ
		C/P 機関	一	英語	電子データ
		国際協力調達部（CC：経済開発部）	一	日本語	電子データ
3か月報告書	渡航開始より3ヶ月ごと ⁶	国際協力調達部（CC：経済開発部、エチオピア事務所）	一	日本語	電子データ
業務進捗報告書	渡航開始より6ヶ月ごと	国際協力調達部（CC：経済開発部、エチオピア事務所）	一	日本語	電子データ
業務完了報告書	契約履行期限末日	経済開発部（CC：国際協力調達部、エチオピア事務所）	1部	日本語	電子データ

6. 業務上の特記事項

（1） 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地渡航は4月中旬出発を想定していますが、公用旅券発給や受入れ確認の

⁵ 現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的な内容（案）などを記載する。以下の項目を含むものとする。①本事業の概要（背景・経緯・目的）、②業務実施の基本方針、③業務実施の具体的方法、④業務実施体制、⑤業務フローチャート、⑥詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure等の活用）、⑦先方実施機関便宜供与事項、⑧その他必要事項

⁶ 個人コンサルタントの場合は、最初の報告書は、2か月目終了後に速やかに提出する。

取付状況により前後する可能性があります。具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することとします。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は以下の通りです。互いに連携して業務を実施してください。

(長期専門家) 本専門家 (カイゼン普及促進/業務調整)

(短期専門家チーム)

ア 業務主任者/ビジネスマネジメント/カイゼン普及

イ 副業務主任者/制度設計/カイゼン・品質管理

ウ ビジネスプランニング

エ ステークホルダー連携

※ア～エは別途締結している業務実施契約に基づき実施する。

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部民間セクター開発グループ第二チームから配付しますので、edgps@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

・要請書

・エチオピア国 企業競争力強化のための包括的支援体制構築プロジェクト 第二期 業務進捗報告書（その4）2025年8月付

② 本業務に関する以下の資料が JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。

・エチオピア国 品質・生産性向上計画調査（フェーズ1）最終報告書

https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12037941_01.pdf (本文)

https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12037941_02.pdf (付属資料1)

https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12037941_03.pdf (付属資料2)

https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12037941_04.pdf (付属資料3)

エチオピア国 品質・生産性向上（カイゼン）普及能力開発プロジェクト（2011年11月～2014年11月、フェーズ2）事業完了報告書

https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12183695_01.pdf

https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12183695_02.pdf

エチオピア国 品質・生産性向上、競争力強化のためのカイゼン実施促進能

力向上プロジェクト（2015年6月～2020年6月、フェーズ3）業務完了報告書

<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12358362.pdf>（本文）

<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12358370.pdf>（別冊1）

<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12358388.pdf>（別冊2）

エチオピア国 TICAD 産業人材育成センター建設設計画 準備調査報告書

https://libopac.jica.go.jp/images/report/12300562_01.pdf（本文・付属資料）

https://libopac.jica.go.jp/images/report/12300562_02.pdf（付属資料）

AKI クラスター事業戦略

https://www.jica.go.jp/activities/issues/private_sec/_icsFiles/fieldfile/2023/07/19/aki_strategy.pdf

7. 選定スケジュール

No.	項目	期限日時
1	簡易プロポーザルの提出期限	2025年 12月 24日 12時まで
2	プレゼンテーション実施案内	2026年 1月 9日まで
3	プレゼンテーション実施日	2026年 1月 15日 16時～17時
4	評価結果の通知	2026年 1月 20日まで

8. 応募条件等

（1） 参加資格のない者等：特になし

（2） 家族帯同：可

9. 簡易プロポーザル等提出部数、方法

（1） 簡易プロポーザル提出部数 : 1部

（2） プrezentation資料提出部数 : 1部

（3） 提出方法 : 国際キャリア総合情報サイト
PARTNER を通じて行います。（<https://partner.jica.go.jp/>）

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向

け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

10. プレゼンテーションの実施方法

簡易プロポーザル評価での合格者のうち上位 2 者に対し、プレゼンテーションを上述の日程にて実施します。同評価も踏まえて、最終的な契約交渉順位を決定します。プレゼンテーション実施案内にて、詳細ご連絡します。

- ・ 実施方法：Microsoft-Teams による（発言時カメラオンでの）実施を基本とします。
- ・ 一人当たり、プレゼンテーション 10 分、質疑応答 15 分を想定。
- ・ 使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
- ・ プrezentationでは、「業務実施方針」を説明。
- ・ 業務従事者以外の出席は認めません。
- ・ 原則として当方が指定した日程以外での面接は実施しません。貴方の滞在地によっては、時差により深夜や早朝の時間帯での案内となる場合がございます。予めご了承ください。
- ・ 競争参加者（個人の場合は業務従事者と同義）が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いての Microsoft-Teams のカメラオンでのプレゼンテーションです。（Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、システムが不安定になる可能性があることから認めません。）指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

11. 簡易プロポーザル・プレゼンテーションの評価項目及び配点

（1） 業務の実施方針等：

- | | |
|------------------|------|
| ① 業務実施の基本方針、実施方法 | 36 点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4 点 |

（2） 業務従事者の経験能力等：

①類似業務の経験	20点
②語学力	10点
③その他学位、資格等	10点
④業務従事者によるプレゼンテーション	20点
(計 100点)	

12. 見積書作成に係る留意点

見積書は、契約交渉に間に合うよう、事前に提出をお願いします。

本公示の積算を行うにあたっては、「業務実施契約（現地滞在型）における経理処理・契約管理ガイドライン」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/consultant/resident.html>

(1) 報酬等単価

① 報酬 :

家族帯同の有無	本人のみ（家族帯同無）	家族帯同有
月額（円/月）	法人	1,415,000
	個人	1,118,000

② 教育費 :

就学形態	3歳～就学前	小・中学校	高等学校
月額（円/月）	日本人学校	43,000	-
	インターナショナルスクール／現地校		532,200

③ 住居費 : 2,300 ドル／月

④ 航空賃（往復）: 1,477,344 円／人

(2) 戰争特約保険料

災害補償経費（戦争特約経費分のみ）の計上を認めます。「コンサルタント等契約などにおける災害補償保険（戦争特約）について」
<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/disaster.html> を参照願います。

(3) 便宜供与内容

- ア) 空港送迎：到着時のみ、便宜供与あり
- イ) 住居の安全：安全な住居情報の提供および住居契約前の安全確認あり
- ウ) 車両借上げ：なし
- エ) 通訳傭上：なし
- オ) 執務スペースの提供：KEC内における執務スペース提供（ネット環境完備予定）
- カ) 公用旅券：日本国籍の業務従事者／家族は公用旅券を申請
日本国籍以外の場合は当該国的一般旅券を自己手配

(4) 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA エチオピア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。オンデマンドの安全管理ブリーフィングを必ず視聴してください。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

(5) 臨時会計役の委嘱

業務に必要な経費については、JICA エチオピア事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。関連するオリエンテーション（オンデマンド）の受講が必須となります。

臨時会計役とは、会計役としての職務（例：経費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り JICA から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱

うことが求められます。

(6) その他留意事項

- ・特に無し

以上